

## 水道法施行規則

発令：昭和32年12月14日厚生省令第45号

最終改正：令和7年6月30日号外環境省令第20号

改正内容：令和7年6月30日号外環境省令第20号[令和7年6月30日]

(給水装置の軽微な変更)

第十三条 法第十六条の二第三項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。